

## 千葉市「8020長生きよい歯のコンクール」実施要領

### (趣 旨)

第1条 8020運動の推進を図るため、歯科疾患予防知識の啓発普及及び、歯の健康が優れている高齢者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (主 催)

第2条 千葉市及び一般社団法人千葉市歯科医師会が主催する。

### (対象者)

第3条 千葉市内に在住する当該年度の4月1日現在に80歳以上で、自分の歯(かぶせた歯、さし歯でも可)が20本以上ある者

### (出場希望者の募集)

第4条 千葉市は市政だよりにより、住民にコンクールの実施内容を周知するとともに、参加希望者を募集する。

2 千葉市歯科医師会は、会員に周知し、参加希望者を募集する。

### (審 査)

第5条 審査は当該年度の別紙に定める審査基準に基づき口腔審査を行う。

### (審査委員会)

第6条 審査委員会は市職員と千葉市歯科医師会会員をもって構成する。

2 審査委員会は、応募者に対し、別紙に定める審査基準に基づき、第1位から第10位選出する。

### (表 彰)

第7条 審査の結果から、以下の被表彰者を決定する。

第1位：千葉市長表彰

第2位：千葉市歯科医師会長表彰

第3位：千葉市保健所長表彰

第4位：特別表彰

第5位～10位：優秀賞

2 上記以外の参加者に対して、優良賞を授与する。

3 表彰式は、ヘルシーカムカムの会場等において行う。

(県への推薦)

第8条 市長は第1位の者について、千葉市歯科医師会長に報告する。

2 千葉市歯科医師会長は、市長から報告を受けた者について、県の要項に基づき千葉県歯科医師会長に報告する。

附則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。